



2026 年 7 月 30 日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社

代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也

(コード番号：4169 東証グロース)

問合せ先 執行役員 CFO 篠原 雄一郎

(TEL 03-6635-1021)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 12 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 9,149 万 5,000 円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされ、その後、当社は 2026 年 6 月 19 日付で金融庁長官から「審判手続開始決定通知書」を受領いたしました。

上記通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆さまをはじめ、取引先及び関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上